

県立芸術劇場指定管理者募集要領

令和 7 年 7 月

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

目 次

1	施設の概要		1
2	指定管理者が行う管理の基準		1
3	指定管理者が行う業務の範囲		3
4	指定期間		4
5	経理に関する事項		4
6	募集に関する事項		6
7	申請に関する事項		7
8	指定管理候補者の選定に関する事項		10
9	指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項		12
10	リスク管理、責任分担等に関する事項		13
11	業務の引継に関する事項		14
12	管理運営状況の把握等に関する事項		15
13	業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項		15
14	その他留意事項		15
15	様式・参考資料		16
16	問合せ先		16

県立芸術劇場指定管理者募集要領

宮崎県では、「県立芸術劇場」の管理運営について、平成18年4月から指定管理者制度を導入しておりますが、令和7年度をもって今期の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の規定に基づき、令和8年4月からの指定管理者を募集します。

1 施設の概要

（１）名 称

県立芸術劇場（以下「劇場」という。）

（２）所在地

宮崎市船塚3丁目210番地

（３）設置目的

県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与する。

（４）概要

ア 規 模

- ① 敷地面積 17,245.90㎡
- ② 建築面積 10,330.39㎡
- ③ 延床面積 21,999.53㎡（カフェ部分273.63㎡を含む。）

イ 主な施設

- ① ホール
コンサートホール（1,818席）、演劇ホール（1,112席）、
イベントホール（300席）
- ② 練習室
大練習室2室、中練習室4室、小練習室4室
- ③ その他
和室、ミーティングルーム、楽屋19室、資料閲覧室、チケットセンター

ウ 開館日

平成5年11月22日

2 指定管理者が行う管理の基準

（１）基本方針

- ア 関係法令、条例及び規則等の規定を遵守し、劇場の適正な管理運営を行うこと。
- イ 劇場の施設、設備及び物品等の維持管理を適正に行い、利用者に適切なサービスを提供すること。
- ウ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

（２）開館時間、休館日等

ア 開館時間

午前9時から午後10時まで

※ チケットセンターの営業時間は、午前10時から午後6時までとします。

イ 休館日

① 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

② 12月28日から翌年1月4日まで

ウ 指定管理者は、必要があると認める場合、あらかじめ県の承認を得て、開館時間や休館日を変更することができます。

（３）利用の制限

指定管理者は県立芸術劇場管理規則（平成5年宮崎県規則第47号）第6条の規定により、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき、施設等をき損するおそれがあると認められるとき、その他劇場の管理運営上支障があると認められるときは、劇場の施設等の利用を許可しないものとします。

（４）関係法令の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、以下の法令等を遵守する必要があります。

ア 公の施設に関する条例、県立芸術劇場管理規則、その他施設の管理運営に関する県の条例、規則及び諸規程

イ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）等の行政関係法令

ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令

エ 消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、水道法（昭和32年法律第177号）その他施設・設備の維持管理、保守点検等に関する法令

オ 宮崎県行政手続条例（平成7年宮崎県条例第29号）

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、宮崎県行政手続条例が適用されるので留意すること。

カ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）その他情報公開に関する法令

キ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。

ク 興行場法（昭和23年法律第137号）等の興行関係法令

ケ その他関係法令

（５）個人情報の保護

施設の管理運営業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の保護に関する法律のほか別途協定書で定める個人情報取扱特記事項を遵守する必要があります。

（６）守秘義務の遵守

管理運営業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。

また、指定期間終了後も同様の取扱いとします。

なお、管理運営業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わさなければならないことに留意してください。

(7) 情報公開への対応

宮崎県情報公開条例の規定に基づき、施設の管理運営に関して保有する情報の公開に努める必要があります。

(8) 公益通報制度への対応

宮崎県職員公益通報制度実施要綱の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象者となります。

(9) 業務の包括的第三者委託の禁止

施設の管理運営業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、宮崎県の承諾を受けて第三者に委託し、請け負わせることができます。

なお、委託し、請け負わせることができる第三者は、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者以外の者となります。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 劇場の利用に関する業務

- ア 劇場の施設及び設備の利用許可に関すること。
- イ 劇場の施設及び設備の利用料金の設定及び収受に関すること。
- ウ 貸館利用者への舞台技術サービスの提供に関すること。
- エ 舞台芸術の情報収集及び提供に関すること。

(2) 劇場の維持及び保全に関する業務

- ア 劇場（敷地を含む。以下この項において同じ。）の維持管理及び修繕に関すること。
- イ 劇場の警備に関すること。
- ウ 劇場の舞台設備（ホール座席、電気機器、機械、備品等を含む。）の維持管理及び修繕に関すること。
- エ その他の管理に関すること。

(3) 宮崎国際音楽祭に関する業務

- ア 宮崎国際音楽祭の企画、広報及び実施運営に関すること。
- イ 宮崎国際音楽祭のチケット販売に関すること。
- ※ 令和8年度に開催予定の宮崎国際音楽祭については、第四期指定管理者がその開催準備業務を行っており、その業務内容を引き継いで実施していただくこととなります。

(4) 県民文化振興事業（一般公演、企画立案公演、教育普及及び芸術文化発信の各事業）に関する業務

- ア 県民文化振興事業の企画、広報及び実施運営に関すること。
- イ 県民文化振興事業のチケット販売に関すること。
- ※ 第四期指定管理者が企画した令和8年度の事業については、原則として、その企

画内容を引き継いで実施していただきます。

(5) その他の業務

- ア 各年度の事業計画書及び収支予算書の作成に関すること。
- イ 各年度の事業報告書及び収支決算書の作成に関すること。
- ウ 県立芸術劇場友の会に関すること。
- エ コンサートホールパイプオルガンの活用に関すること。
- オ 宮崎県等関係機関との連絡調整に関すること。
- カ 指定期間終了に当たっての引継業務に関すること。
- キ 劇場利用者の満足度の把握に関すること。
- ク 県立芸術劇場のボランティアに関すること。
- ケ 総合文化公園協議会に関すること。
- コ 全国、九州ブロック及び県内の公立文化施設の団体に関すること。
- サ その他、知事が必要と認める業務に関すること。

4 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときには、指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 経理に関する事項

(1) 管理に要する経費

劇場の管理に要する経費は、県から支払う指定管理料及び利用料金収入等により賄うこととします。

ア 指定管理料

以下に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の金額の提案を求めます。

なお、指定管理料の具体額は、提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上、協定書の中で定めます。

基準価格 年額 534,010千円(消費税及び地方消費税を含む。)

総額(5年間) 2,670,050千円(同上)

イ 利用料金収入

利用料金は、指定管理者が自らの収入として収受することとします。ただし、単年度の利用料金収入が基準額(年間66,437千円)を上回った場合、その超過分の2分の1相当額を県に納入していただきます。

指定管理者は、公の施設に関する条例に定める額の範囲内で、あらかじめ県の承認を受けて利用料金を定めることができます。

ウ 宮崎国際音楽祭及び県民文化振興事業のチケット販売収入

エ 宮崎国際音楽祭及び県民文化振興事業に係る協賛金等

オ 各種団体からの助成金等

カ 寄附金その他の収入

(2) 利用料金の減免

県が劇場の設置目的を達成するために施設を利用する場合、利用料金を免除していただきます。

また、指定管理者が特に必要と認める場合、あらかじめ県の承認を受けて利用料金を減免することができます。

いずれの場合も、県は減免相当額の補てんを行いませんので、事業計画書の作成に当たっては注意してください。

(利用料金の減免実績 (令和6年度))

380件 2,044,300円

(3) 指定管理料の支払時期等

指定管理料は、会計年度を基準として分割で支払います。各会計年度の支払額及び支払時期は、指定管理者と県が協議の上、協定書により定めます。

(4) 区分会計の独立と管理口座

施設管理に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくことになります。

(5) 権利義務等の承継

指定管理者は、第四期指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場から、次の権利又は債権並びに義務又は債務を承継します。

ア 第五期指定管理業務に係る契約等に定める事項の履行義務

- ・ 宮崎国際音楽祭及び県民文化振興事業の実施に係る契約に定めるもの
- ・ 劇場の施設及び設備の維持管理に係る契約に定めるもの
- ・ 県立芸術劇場友の会会員規約に定めるもの

イ 第五期指定管理業務に係る前受金及び未収金（貸館等の利用料金、公演チケット料金、企業協賛金及び各種助成金に限る。）

(6) 公租公課、保険

ア 公租公課

指定管理者は、法人税や事業所税などが課税される場合があります。申請者は、必要に応じて、管轄の市町村、税務署等の関係機関にお問い合わせください。

イ 保険

県所有の施設に係る火災保険の経費は、宮崎県の負担とします。

なお、指定管理者には、次に示す指定管理者の帰責事由に基づく賠償に必要な保険の経費を負担していただきます。

- ・ 施設管理責任保険（人身事故、財物事故）
- ・ 受託物管理責任保険（財物事故）
- ・ 災害補償保険
- ・ 楽器類動産保険（パイプオルガン、ピアノ、チャーチオルガン、チェンバロ、コントラバス）

(7) 備品等の取扱い

劇場内の県所有備品（事務用机、各種機器類）は、必要に応じて指定管理者に無償で貸与します。

劇場の管理運営上必要な車両については、指定管理者において、必要に応じてリース等により対応してください。

(8) 自動販売機の設置等

ア 劇場内の自動販売機は、「県有施設における自動販売機設置者の公募選定について」(平成22年2月9日付け213-1845総務部長通知)に基づき、県が公募により設置者を選定します。また、当該設置に係る施設貸付料は、県の収入となります。

なお、直近の貸付期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間です。

イ 劇場内のカフェは、地方自治法第238条の4第2項に基づく行政財産の貸付けとして、県が設置者を選定の上、契約する予定です。また、当該設置に係る施設貸付料は、県の収入となります。

6 募集に関する事項

(1) 募集要領の配布

ア 配布期間・時間

令和7年7月3日(木)から令和7年9月4日(木)まで
平日 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課(宮崎県庁1号館4階)

宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号 : 0985-26-7117

FAX番号 : 0985-32-0111

電子メールアドレス : miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

ウ 募集に関する情報は、県のホームページ

(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/miyazaki-bunkashinko/kanko/bunka/bunkashisetu/20250611085514.html>) からダウンロードすることも可能です。

(2) 現地説明会の開催

ア 開催日時

令和7年7月18日(金) 午後2時から(1時間程度)

イ 開催場所

宮崎市船塚3丁目210番地

メディキット県民文化センター(劇場) 1階ロビー裏ミーティングルーム

ウ 説明内容

募集要領及び仕様書の説明、施設見学

エ 参加申込方法

令和7年7月11日(金) 午後5時15分までに、現地説明会参加申込書(様式第11号)を宮崎県総合政策部みやざき文化振興課に提出してください。

現地説明会に参加いただいた団体の名称については、公表する場合があります。差し支えがある場合は、事前にお知らせください。

(3) 質問事項の対応

募集要領の内容等に関する質問事項について次のとおり対応します。

ア 受付期間

令和7年7月4日(金)から令和7年7月31日(木)まで

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法

質問票（様式第12号）を持参、郵送（書留に限る）、電子メール又はFAXで宮崎県総合政策部みやざき文化振興課に提出してください。口頭・電話による質問は受け付けません。

ウ 回答方法

質問者及び現地説明会参加者全員に、電子メール又はFAXにより、随時回答します（質問・回答内容は、県ホームページにより公表します。）。

7 申請に関する事項

（1）申請者の資格要件

指定管理者の申請資格を有するのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体である必要があります。

- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 宮崎県から地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は拘禁刑以上の刑（禁錮以上の刑を含む。）に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑨ 劇場の管理運営に必要な法令上の許可を受け、又は受ける見込みであること。

（2）複数の団体による共同申請（グループ申請）

複数の団体がグループを構成して申請（以下「グループ申請」という。）する場合、次の事項に留意してください。

- ① 適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出する必要があります。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ② 代表となる団体は（1）①～⑨の要件を、その他の構成団体は（1）②～⑨の要件を満たす必要があります。
- ③ グループの構成団体は、別のグループ申請の構成団体となること又は単独で申請することはできません。
- ④ グループ申請の場合は追加書類があります。グループを構成する理由・必要性やグループ内における業務分担等について明記してください。

(3) 申請手続

ア 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の書類を提出してください。

なお、グループ申請の場合、定款や決算書類等の個別の団体に関する書類は、構成する全ての団体のものがが必要です。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
 - a 住民の平等な利用の確保
 - b 劇場の効用を最大限に発揮する事業計画
 - ・ 利用者サービスの向上及び利用者増への取組に関する提案
 - ・ 施設の特性の理解とその活用
 - ・ 施設管理の考え方とその方法
 - ・ 県内文化施設との連携
 - c 経費の縮減等
 - d 事業計画を確実に実施するための管理運営能力に関する事項
 - ・ 継続的に安定した管理運営が可能となる財政的基盤（経営状況）
 - ・ 運営組織
 - ・ 危機管理体制及びリスク管理体制
 - ・ 文化施設の管理運営実績
 - ・ 個人情報保護、情報公開への対応
 - ・ 環境保全や地域経済への配慮等の地域貢献への取組
 - e 宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力
 - ・ 全体計画及び宮崎国際音楽祭（令和9年開催分）の計画
 - ・ 県民への親しみやすさと裾野の拡大のための方策
 - ・ 同種事業の開催実績、事業の実施体制、人材育成方針、広報の方針及び体制並びに収入確保対策
 - f 県民文化振興事業の企画及び実施能力
 - ・ 県民の文化振興に対する考え方及び成果指標
 - ・ 全体計画及び年度別計画
 - ・ 県民への親しみやすさと裾野の拡大のための方策
 - ・ 同種事業の開催実績、事業の実施体制、人材育成方針、広報の方針及び体制並びに収入確保対策
- ③ 収支計画書（様式第3号）

※ 内訳のわかる書類を添付してください。
- ④ 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- ⑤ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）
- ⑥ 法人以外の団体において、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ⑦ 直近3事業年度分の決算書類（事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録。これらが無い場合は、これらに準ずる書類）

※ 新たに設立する又は設立初年度の団体において、収支予算書又はこれに類する書類に代えてください。

※ 設立2年目の団体において前事業年度に係る決算書類、3年目の団体にあ

っては前事業年度及び前々事業年度に係る決算書類を提出してください。

- ⑧ 団体の概要及び業務内容、実績等が確認できる書類（様式第4号）
- ⑨ 国税及び地方税に関する納税証明書（未納がないことの証明書）（過去1年分）

※ 新たに設立する団体及び設立初年度の団体にあつては、不要です。

- ⑩ 役員の氏名・住所等一覧表（様式第5号）
- ⑪ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）
- ⑫ 誓約書（様式第7号）

（グループ申請の場合の追加書類）

- ⑬ グループ構成団体一覧表（様式第8号）
- ⑭ グループ申請届（様式第9号）
- ⑮ 県立芸術劇場管理運営業務に関するグループ協定書（様式第10号）

※1 申請のため新たに団体を設立する場合は、⑤、⑦及び⑨の書類は提出不要としますが、宮崎県議会で指定管理者の指定の議決を受けるまでの間に法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領書の写し（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）を提出してください。

※2 申請のため新たに宮崎県内に事業所又は事務所を設置する場合は、⑨の書類は提出不要としますが、宮崎県議会で指定管理者の指定の議決を受けるまでの間に事業所開設届の写しを提出してください。

※3 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）については、申請書に添付がなければ申請を受け付けることはできませんが、その記載内容（実施状況等）については、審査における配点の対象外です。

イ 提出部数

正本1部、副本5部（副本は複写可）とします。

※ 副本は、製本やホチキス留めは行わないでください。

ウ 受付期間・時間

令和7年7月22日（火）から令和7年9月4日（木）まで

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

エ 提出方法・場所

持参又は郵送（書留郵便により受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと）により以下の場所に提出してください。

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課（宮崎県庁1号館4階）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

オ 留意事項

- ① 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- ② 申請に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。
- ③ 提出された申請書類は原則として返却しません。
- ④ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- ⑤ 提出後の申請書類の訂正及び差し替えは原則として認めません。ただし、必要に応じ、追加書類の提出等を求める場合があります。
- ⑥ 申請書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を提出してく

ださい。

- ⑦ 申請書類は、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害するおそれのある情報等を除き、開示の対象になることがあります。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の選定の公表その他必要な場合には、一部又は全部を無償により、申請者の許諾無しで使用できるものとします。
- ⑨ 申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

8 指定管理候補者の選定に関する事項

指定管理候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、次のとおり審査を行い、最も優れた申請者を選定します。

(1) 審査・選定方法

ア 書類審査

申請書類により、7 (1) で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類審査を行います。

審査結果については、速やかに、申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

イ 県立芸術劇場指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査

選定委員会は、以下の委員により構成します。

役 職	氏 名	所属・役職
委員長	岩切 裕敏	公益財団法人宮崎県芸術文化協会会長
委員	桑野 斉	国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部教授
委員	菅 裕	国立大学法人宮崎大学大学院教育学研究科教授
委員	田中 克弥	公認会計士
委員	谷口 史子	延岡市文化連盟事務局長

選定委員会においては、書類審査を通過した申請者に対し、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、8 (2) ～ (4) に示す選定基準等に基づき審査します。

審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途申請者に通知します。

ウ 県立芸術劇場指定管理候補者選定会議（以下「選定会議」という。）による確認 選定会議は、以下の委員により構成します。

役 職	所属・役割
議長	総合政策部長
副議長	総合政策部次長（県民生活担当）
委員	総合政策課長
委員	みやざき文化振興課長
委員	行政改革推進室長

選定会議では、選定委員会の審査結果を、みやざき文化振興課において8 (2)

～（４）に示す選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかの確認を行います。

エ 指定管理候補者の選定・公表

知事の決裁により、指定管理候補者を選定します。

結果については、指定管理候補者選定後速やかに、選定委員会に参加した申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

また、県ホームページにおいても、申請者名や審査結果等の概要を公表します。

なお、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、申請者ごとの得点状況、審査概要等について開示する場合があります。

（２）選定基準

指定管理候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき行います。

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画の内容が、劇場の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画の内容が、管理運営等に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力を有すること。
- ⑥ 県民文化振興事業の企画及び実施能力を有すること。

（３）審査項目・配点

（２）の選定基準をもとに、以下に示す審査項目、配点により審査します。

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	県民利用についての基本方針	5
劇場の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上及び利用者増への取組に関する提案	20
	施設の特性の理解とその活用	
	施設管理の考え方とその方法	
	県内文化施設との連携	
	その他の提案	
経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	5
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	D X 化等による管理業務の効率化と経費縮減にする考え方・提案	
事業計画を確実に実施するための管理運営能力	継続的に安定した管理運営が可能となる財政的基盤（経営状況）	30
	事業計画及び収支計画の実現性	
	管理運営体制（人員配置、責任体制、安全管理、危機管理等）	
	文化施設の管理運営実績	
	個人情報保護、情報公開への対応	
	環境保全や地域経済への配慮等の地域貢	

	献への取組	
宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力	企画力と意欲	20
	県民への親しみやすさと裾野の拡大	
	実施能力及び実施体制	
	同種事業の開催実績	
県民文化振興事業の企画及び実施能力	企画力と意欲	20
	県民への親しみやすさと裾野の拡大	
	実施能力及び実施体制	
	同種事業の開催実績	
	その他の提案	
合計		100

(4) 最低基準点の設定

指定管理候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

○ 選定委員会：全委員の合計点数の100分の60以上の得点を得ること。

○ 選定会議：みやざき文化振興課が選定基準等に基づき行う評価において100分の60以上の得点を得ること。

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、指定管理候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。

- ・ 再公募を行う。
- ・ 申請者から改めて事業計画書を提出していただき、それに基づき審査・選定する。
- ・ 最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に認める。

(5) 選定対象の除外等

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定管理候補者の選定の対象から除外します。

また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、指定の取消しを行います。

- ① 複数の事業計画書を提出したとき。
- ② 選定委員会の委員、当該事務に関係する県職員に個別に接触したとき。
- ③ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 県が支払う指定管理料について、県が示す基準価格を超える提示をしたとき。
- ⑤ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県が認めたとき。

9 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宮崎県議会の議決を経て指定管理者として指定し、その旨を告示する予定です。

なお、正式に指定管理者に指定されるまでの間に指定管理候補者に事故がある場合等は、選定されなかった申請者のうちから指定管理候補者を選定する場合があります。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後、県と指定管理者は双方協議の上で、指定管理業務に関し、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの「年度協定」を締結します。

また、協定に定める事項について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、県と指定管理者が協議の上定めることとします。

基本協定の主な内容は、以下のとおりです。

- ・ 指定管理者が行う管理運営業務の範囲の詳細に関する事項
- ・ 指定管理者が行う管理運営業務の実施の詳細に関する事項
- ・ 県が支払う指定管理料に関する事項
- ・ 利用料金（納付金）に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担等の詳細に関する事項
- ・ 連絡体制、随時の報告、実地調査、利用者満足度調査等に関する事項
- ・ 指定の取消し等に関する事項
- ・ 管理運営業務の引継ぎ等に関する事項
- ・ 個人情報の保護、情報公開に関する事項
- ・ 協定の変更に関する事項
- ・ その他施設の状況に応じて必要な事項

指定管理者が指定後、協定の締結までの間に次に示す事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ・ 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
- ・ 財務状況の悪化等により指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 リスク管理、責任分担等に関する事項

(1) リスク管理、責任分担

県と指定管理者のリスク管理、責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

また、指定管理者が負担すべき事項について、県が特別の事情があると認めた場合は、その一部を免除することができることもあります。

項 目	内容等	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で定例的なもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で非定例的なもの	○	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
2 管理運営に係る事故等による第三者へ	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○

の損害賠償	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
3 不可抗力への対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象）に起因する施設修繕	○	
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの（感染症等の影響による収入減、事業中断等による経費増を含む。）	△	
4 物価変動、金利変動、税制の変更による運営経費の増			○
5 法制度の改正、政治、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増	法制度の改正、政治、行政的理由から、管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費増など	○	
6 事業終了時の対応	指定期間が終了した場合、又は指定期間途中で指定取消を受けた場合における撤収・施設等の原状回復・引継に要する費用		○
7 その他生じた損失		協議事項	

※1 △は別途、県との協議が必要。

※2 「1 施設、設備、備品、資料等の損傷など」のうち「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で定例的なもの」とは、「庁用備品・電気・管・空調その他修繕」、「ポンプ類分解整備」、「空調機分解整備」、「給排風機分解整備」、「その他修繕」で1件当たり100万円未満のもの等をいいます。

（2）施設及び設備の新設、大規模改修等について

（1）に定めのない施設及び設備の新設、大規模改修並びに音響設備、照明設備等の高額機器の更新については、県がその必要性を査定した上で、県の負担により実施しますが、当該新設・更新等によって指定管理者の収入増が見込まれる場合、指定管理者に相応の費用負担を求めることがあります。

また、当該新設・更新等によって施設及び設備が一時的に使用できなくなる場合の指定管理業務の内容変更等については、県と指定管理者が別途協議します。

1 1 業務の引継に関する事項

（1）現在の指定管理者からの引継

指定を受けた後、次期指定期間当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、現在の

指定管理者から十分な事務引継等を行っていただきます。

また、指定期間前に事務引継等に要した費用は全て新たな指定管理者の負担とします。

(2) 指定期間満了時の次期指定管理者への引継

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）、又は指定が取り消されたとき等は、施設・設備等の原状回復、備品・管理に必要なデータ等の引き渡しとともに、県や次期指定管理者に十分な事務引継等を行っていただきます。

1 2 管理運営状況の把握等に関する事項

県は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対し定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、実地調査を行うなど施設の管理運営状況の十分な把握に努めることとします。

なお、各施設の管理運営状況（施設利用・収支状況等）は、県ホームページで毎年公表しています。

また、指定管理者は、県民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケート調査の実施等により、利用者の満足度や意見・苦情等を把握し、その結果を業務改善の反映に積極的に取り入れるよう努めるものとします。

県では、指定管理者の業務が、管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

※ 指定管理者が行う管理運営業務に係る出納関連事務については、「県監査委員監査」「包括外部監査」など、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項及び第252条の42第1項の規定により、監査の対象となることがあります。

1 3 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合は、県は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、これにより県に生じた損害については、指定管理者は賠償するとともに、次期指定管理者が円滑な業務遂行ができるよう十分な事務引継等を行っていただく必要があります。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

天災、事故等の不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、県と指定管理者の間で協議を行うこととします。

1 4 その他留意事項

(1) 公の施設の管理者であることに鑑み、審査項目に掲げる視点で積極的な提案を行うほか、指定期間中の運営においても、適切な管理運営体制の確保や県民サービスの向上に努めてください。

- (2) 指定管理者は、個人情報保護及び守秘義務の遵守に当たり、内部統制のための体制整備を行うとともに、従事者に対して必要な研修を行ってください。
- (3) 指定管理者は、関係法令に基づき適切な税申告及び納税を行ってください。特に、指定管理業務以外に収益事業を行っている場合は十分注意してください。
- なお、県は指定管理者の税申告について一切の責任を負いません。

15 様式・参考資料

- ・ 県立芸術劇場指定管理者募集関係様式集
- ・ 県立芸術劇場指定管理者募集関係参考資料

16 問合せ先

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課（宮崎県庁1号館4階）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号：0985-26-7117

FAX番号：0985-32-0111

電子メールアドレス：miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp